ひとり親家庭等の

養育費の確保を支援します

養育費は、子どもの生活と健やかな成長のために重要な権利です。
小樽市では、ひとり親家庭等の子どもの養育費の取決めを促進し、継続した養育費の履行確保を図るため、公正証書の作成や家庭裁判所の調停等にかかる費用を補助します。

対象者

小樽市内に居住し、補助申請時にひとり親の方で、以下の要件を全て満たす方

（１）令和６年４月１日以降に養育費の取決めにかかる費用を負担したこと
（２）養育費の取決めにかかる債務名義（公正証書、調停調書など）を有していること
（３）養育費の取決めの対象となる２０歳未満の児童を現に扶養していること
（４）過去にこの補助金を受けていないこと（他の自治体でも同様の補助金を受けていないこと）

補助対象費用

上限　３０，０００円

取決め方法	補助対象費用 ※いずれも養育費の取決めに関する費用のみ
◆公正証書（強制執行認諾約款付きに限る）	・公証人手数料 ・戸籍謄本等取得費用　・送達用郵送切手代
◆家庭裁判所の調停・審判・裁判	・収入印紙代 ・戸籍謄本等取得費用　・連絡用郵送切手代

申請方法

養育費の取決めがなされた日（令和６年４月１日以降の日に限る）の翌日から**１年以内**に、申請書に必要書類等を添付し、小樽市こども未来部こども福祉課へ提出してください。

【必要書類等】

（１）児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当支給決定通知書の写し
（児童扶養手当を受給していない方は、本人および扶養している児童の戸籍謄本の写し）
（２）補助対象となる費用の領収書等
（３）養育費の取決めを交わした文書の写し（公正証書、調停調書など）
（４）振込先の金融機関の口座がわかるもの（通帳の写しなど）
（５）印鑑（シャチハタは不可）

※ その他、必要に応じて追加の書類が必要となる場合があります。

◆申請・お問合せ先◆
小樽市こども未来部こども福祉課こども福祉グループ　TEL（0134）32-4111（内線 319）
〒047-8660　小樽市花園２丁目１２番１号　小樽市役所別館５階